

平成28年度 奈良県建築労働組合の目標賃金
 私たちはくらしと技能をささえ、後継者が育つ賃金を望みます!

生活の
 ための
 賃金

目標賃金 日額 **26,000円**

(大工・左官など建築技術者のモデル賃金)

職人の日当には交通費、道具代、賞与、退職金分が全て含まれています。

内 訳 26,000円	実質賃金	17,130円	必要経費 9,110円
	社会保険料	3,700円 (国保、年金、労災、建退協)	
	車両交通費	4,700円 (税金、保険、ガソリン代など)	
	道具損料	710円 (電動・消耗工具など)	

※関西地協・各県連組合の平均参考値

月額実質賃金 308,340円 年間実質総賃金 3,700,080円
 17,130円×18日 17,130円×216日

奈良県の男子勤労者の平均賃金を日給に換算すると
 年収447万円+ボーナス71万円=518万円÷234日=22,136円
 (全業種)(従業員が5人以上所属している事業所)(奈良県毎月勤労統計)

賃金引き上げのチャンスは今。

国土交通省は公共工事の見積りを作る際の労務単価を引き上げました。これは技能労働者不足が顕著な中、年収を引き上げないと若い世代の入職が進まないという事から、ゼネコンや民間の発注者団体へ要請した結果です。
 28年度の公共工事設計労務単価は大工19,700円、左官21,800円などとなっています。
 この労務単価は賃金相当額であり必要経費が含んだ額ではありません。
 職人は健康保険等の会社負担もなく退職金もなく、車両交通費や道具損料なども実費負担しており、それら必要経費を全て含んだものが日当賃金となっています。
 他産業並みの賃金をめざし、そして私たちの暮らしと技能をささえ、後継者が育つ賃金とするには26,000円は必要であります。
 今後は町場の施主にも、職人が「生活に必要な賃金」として26,000円必要であることを訴え、理解される取組みが必要であります。せめて公共工事労務単価なみの金額をめざし、身に付けた技能「腕」を自負し、賃金運動を心がけていきましょう。

全建総連 奈良県建築労働協同組合

公共工事設計労務単価
 平均単価5年連続の上昇
 対前年度比34%増

国土交通省は公共工事を請負う企業の人件費が上昇していることから、労働者の賃金の基準となる「設計労務単価」を公表、全49職種の全国平均単価は5年連続で上昇し、17,704円と、前年度比で4.9%の引き上げとなり、平成24年度比で34%の増となりました。

建設業の未来を切り開くために行政と建設業界が一体となり、賃金単価の引上げ・労働環境改善と共に、社会保険未加入対策と法定福利費確保や若年入職者の確保に向けた取組みが始まっています。

民間や公共を問わず、あらゆる発注者に対して法定福利費を明示・請求し、社会保険料を元請から末端の現場で働く仲間まで確実に行き渡らせるために、見積り時から適正な法定福利費を確保するうえで、直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金を正しく把握し、その根拠を発注者に示すことが必要となります。

※公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する対策が取られています。

※法定福利費とは、雇用保険・医療保険(健康保険、国民健康保険)・年金保険(厚生年金、国民年金)

28年度 奈良県の公共工事設計労務単価(抜粋)

職 種	労働者	事業主
	労務単価	労務単価 + 必要経費
大 工	19,700円	27,700円
左 官	21,800円	30,700円
板 金 工	19,500円	27,400円
建 具 工	18,600円	26,200円
内 装 工	22,200円	31,200円
塗 装 工	22,500円	31,600円
造 園 工	19,400円	27,300円
電 工	18,600円	26,200円
鉄 骨 工	20,700円	29,100円
サ ッ シ 工	21,900円	30,800円

※板金工・建具工の有効標本数が確保できず設定されていません。
 記載単価は27年度

良質で安全な住宅を提供し続けるために

建設技能労働者の適正な賃金確保にご理解を！

高品質の家づくりには

- 技能労働者が激減、後継者育成が必要です
- 高齢化が深刻に、若年者の入職が課題です

建設業就業者数はピーク時から27%も減少し、大工は25年間で半減しています。就業者の3割が55歳以上、29歳以下は1割、10代の大工は全国でわずか2150人と将来の担い手不足が深刻な状態に。10年後には住宅や社会インフラの維持も危ぶまれる状況です。 ※2010年国勢調査

- 大幅に下落し続けた賃金
- 他産業より25%も低い賃金水準

受注競争による単価引き下げが労働者の処遇悪化を招き、離職者の増加や若年入職者の減少につながっています。適正に法定福利費を負担し、技能育成をしている事業所ほど不利になる不公正な環境を改善する必要があります。



全国建設労働組合総連合 (全建総連)

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場 2-7-15
TEL 03-3200-6221 FAX 03-3209-0538
e-mail: chingin@zenkensoren.org
http://www.zenkensoren.org/

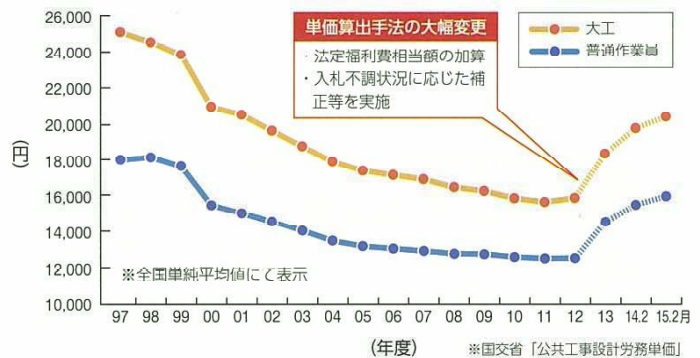
なぜ
賃上げ

安全・安心な住宅のため 建設技能労働者の減少に歯止めを！

国交省は設計労務単価を引き上げ、技能労働者の「処遇改善」に

国土交通省は公共工事の設計労務単価を4年連続で引き上げ、2015年は、2012年度比で28.5%増となりました。2013年には、15年以上下落傾向が続いた賃金を大幅に引き上げ、本人負担分の法定福利費を加算。設計労務単価が本来、事業所の経費を含まない、労働者に支払われるべき賃金であることも明確にしました。事業主が負担する法定福利費は経費として受け取れるよう改善し、適正な賃金の支払いと労働者の社会保険加入を促しています。技能労働者の処遇改善がどうしても必要だからです。

公共工事設計労務単価の推移 (円/1日8時間当たり)



さらに「法定福利費」を含めた適切な賃金支払いを民間にも要請

国土交通省は、元請企業対して適正な賃金と法定福利費、経費などを含んだ「通常必要と認められる原価」に満たない額での請負契約が建設業法(19条3)に違反することを通知。民間発注者にも、法定福利費相当額を含まない契約が建設業法に違反すると「ガイドライン」で示しています。

施主・発注者の皆様

私たち建設技能労働者は、良質で安心の住宅や安全に欠かせない社会資本など、地域建設業に生きがいと誇りを持って携わってきました。

若い人が建設業への入職をためらい、働き盛りの職人も生活が成り立たず離職していくような危機的状況から、ようやく、技能労働者の処遇改善に国と業界をあげた取り組みが始まっています。

どうか、建設労働者・職人が培ってきた技能を発揮し、住宅や地域の安全・安心を将来にわたって支えていくことができますよう、皆様のご理解をお願い申し上げます。



公契約法・条例で 建設労働者の賃金保障を

公契約法とは、「入札及び契約の適正化法」及び「品質確保法」などの目的及び理念を、公共工事作業従事者による適正な施工を通じて実現し、社会的価値を生み出せる労働環境を求めようとするものです。しかし受注価格の下落により作業報酬や賃金は引き下げられ、私たちの暮らしは多くの困難に直面しています。

いまこそ適正な作業報酬等を確保する制度を確立し、良質な社会資本整備に寄与したいと考えます。

日本では、1950年、労働基準法制定(1947年)後、労働省(当時)が、「国等の契約における労働条項等に関する法律案要綱」を発表した経緯があります。

IL094号条約を国内法化する画期的なものでしたが、制定までには至りませんでした。同条約も未だ日本政府は批准していません。

公共事業の真の発注者は、税金を負担している住民です。国および地方自治体には、住民から付託を受けた公共事業及び事業費が住民生活に役立つように使われ、高い品質が確保されなければなりません。そのための指導・監督が求められ、「発注者としての責務」です。

これらの達成には作業従事者の報酬や賃金、労働条件を下支えする制度、公契約法がなくてはなりません。「入札及び契約の適正化法」及び「品質確保法」の主旨が活かされデセントワークの社会づくりに役立つものです。



賃金を能力に相応しく現場労働者の手に

建設業の元請下請関係は幾重にもわたる『重層構造』です。そして施工の労働力は下位下請の労働者が担っています。ところが発注者（国など）と元請間の契約で計上される労務費額は、下位下請になるほど減額され、賃金は低下する一方です。

今では公共事業をめぐる価格競争が激しくなり、国土交通省自ら「建設産業全体の疲弊に繋がる事態」と警鐘を鳴らしています。公共事業の財源は税金です。公共の福祉や社会的資本の整備を確実に達成するためには、施工にあたる労働者の低賃金や劣悪な労働条件は許されるものではありません。元請契約で積算される労務費額が、施工能力や技能に相応しく現場の建設労働者、建築職人に支払われるべきです。



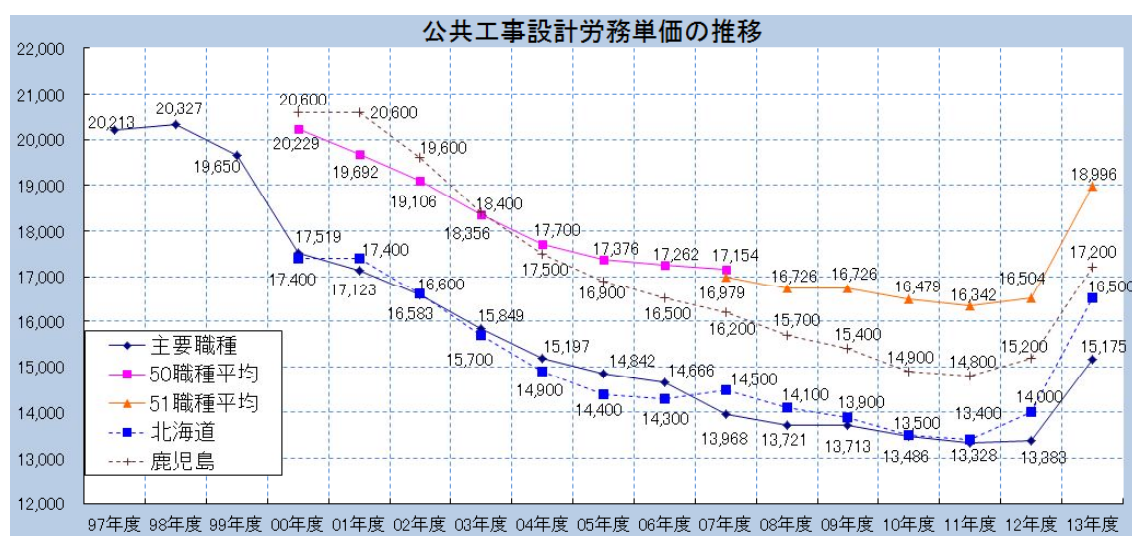
働く現場にルール的确立を

今日、公共事業に携わる建設労働者、建築職人の賃金水準は、必要な技能の継承と新技術の取得など高度化が必要なのに労働能力の維持と生活を支えることの困難な水準です。まさに建設現場に、働くルール確立が急務であり受注企業の社会的責任、発注者としての社会的役割の発揮が求められています。

公共工事設計労務単価は現場の実賃金のみを参考とし地域社会の水準が考慮されていません。毎年10月の調査においても働く現場には建設業法令順守ガイドラインはおろか労働基準法など関連法制度が、未だに適用されずに放置されていることは明らかです。

公契約法の制定が待たれています

私たち全建総連ではこのような実態の一刻も早い改善を求めています。そのために公契約法や公契約条例の制定を求める運動に取り組み、今ではこれらの制定を求める意見書が880議会（2013年4月）で採択されています。



※公共工事設計労務単価の単純平均は12-13年度比較で2,492円上げられ、国交省通達（3月29日）において設計労務単価は技能労働者の賃金と個人負担分の社会保険費としています。しかし、重層下請構造下では、国交省や日建連・全建が会員企業に要請していても、引き上がった分は、下請け業者の管理費等に回ってしまい、技能労働者の賃金引き上げや個人負担分の社会保険費として渡るのが難しいため、公契約法・条例が求められています。

公契約 Q & A

Q 公共工事費が安価ならば良いではありませんか？

確かに言われるような側面をもってはいますが、公共工事が「公的資金(税金)」を財源として、公共の福祉や社会的資本の整備を目的としていることから、工事に従事する建設労働者、建築職人の低賃金や劣悪な労働条件は許されません。ところが、積算を地域の調査価格である「公共工事設計労務単価(基準額)」に基づいて行っているものの今日の低価格入札は賃金や安全経費の引き下げにつながっているのが常態です。今求められているのは、技術や技能に見合った適正な賃金を確保し、公正な競争条件を確立させることです。

Q 公契約法ができると建設業者間の競争が阻害されませんか？

それは全く逆です。工事費用は労務費、材料費、現場経費、一般管理費で構成されるのに、入札は「総価方式」です。実際の工事では、労務費と下請経費にしわ寄せされ、ダンピング競争が助長される悪循環です。公契約法では労賃・福利厚生費用などの基準が明確になり、「値引き幅」は小さくなりますが、過度な競争の是正が期待でき、地場中小と大手とのすみ分けを促し、地域防災などに貢献する地元業者に優先発注する仕組みや下請価格の明示・施工体制の透明化と労働福祉を徹底する業者への優遇措置など、政策的な誘導を盛り込むことにも道を開きます。

Q 公契約法によって従事者の賃金・労働条件が下がりませんか？

公契約法は公共工事の現場で働く労働者の賃金や労働条件を規定し、その条件以下で働かせてはならないとするものです。指名停止や入札参加の排除など罰則規定も含めたものとして強力な行政指導が可能なものとなります。規定する「賃金額」をどうするかについては議論のあるところですが、現在最も有力なのが設計労務単価(基準額)です。もちろん、「標準賃金」や「技能標準」、「標準生計費基準」など様々な研究はありますが、誰でも最低限の水準として合意できます。

Q 公契約法がなくとも賃金や労働条件は改善できると思いますか？

建設現場では、低賃金・低価格が常態化し、建設労働者の賃金が砂利やセメントなど建設資材と同じように扱われ、引き下げられています。

大手ゼネコン・住販メーカーの賃金・労働条件に対する考え方は、「競争原理による」というもので、企業の利潤、利益の確保のために建設労働者の暮らしを犠牲にしています。この現実の打開が急務です。

私たちが求めている公契約法により、支払賃金の下限額が定められ、不適切な競争にさらされなくなります。



この現場は、新労務単価の対象です!

平成27年2月から、**新労務単価**※が適用になりました。

行政と建設業界は今、現場の職人さんの

● **適切な賃金水準** ● **社会保険等への加入の徹底**に
結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人さんが報われるために。

新労務単価は、**都道府県ごと・職種ごと**に設定されています。

※新労務単価についての詳しい内容は、国土交通省のホームページで確認できます。
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html]

建設業フォローアップ相談ダイヤル

「品確法の運用指針」や「新労務単価」など建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報をお聞かせください。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)